

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第34号

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第2項の表鳥取市立西郷地区公民館の項中「鳥取市河原町中井」を「鳥取市河原町牛戸」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。